在学期間の短縮についての申し合わせ
（博士課程早期修了希望者の取扱いについて）

大阪大学大学院学則第１５条第４項、第５項及び第７項のただし書きに規定された「優れた研究業績を上げた者」に係る在学期間の短縮に関して、下記のとおり申し合せを行う。

記

１　在学期間の短縮を希望する学生は、指導教員の承認のもと、予備審査前面談を受けた後、「優れた研究業績を上げた者」についての審査を、履歴書、研究業績調書、申請博士論文題目と概要、申請者主要学術論文に関する共同著者承諾書及び指導教員推薦書を添えて生命機能研究科長へ申請するものとする。

２　指導教員および予備審査前面談の予備審査委員は、教務委員会へ研究業績調書などをもとに申請者が「優れた研究業績を上げた者」に該当する旨の推薦書を提出し、これに基づき、教務委員会で申請者の在学期間短縮の可否について審議するものとする。（なお、教務委員会は、申請者の業績に関して必要に応じて外部に意見を求めることができる。）

３　教務委員会から、研究科委員会に申請者の在学期間短縮についての報告を行い、研究科委員会で協議する。

４　在学期間の短縮を認めた者に対する博士課程修了認定は、３月及び９月の年２回実施することとする。

背景：在学期間短縮を積極的に推進する。

申請要件：申請者が第１著者（equal contribution として複数の筆頭著者がいる場合の２番目以降の筆頭著者は原則として該当しない）となる優れた主要学術論文が、査読のある原著論文であり、かつ国際学術誌に本審査申請期限までに採択されていること。また、研究内容、申請者の能力を予備審査前面談の予備審査委員が評価し、申請者の学位論文が、通常課程の学位取得者のレベルより高いと判断すること。なお、この主要学術論文を他著者が学位取得論文としないことを、「共著者承諾書」により申請すること。

（平成１７年１０月１２日研究科委員会・教授会承認）
（平成１９年４月１日一部改正）
（平成２１年９月１日一部改正）
（平成２５年４月１日一部改正）
（令和５年８月８日一部改正）
（令和５年１０月１１日一部改正）